平成２９年（フ）第２０５２号
東京都足立区青井２丁目21―11
債務者　齊藤　靖一
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０５３号
東京都江戸川区中葛西２丁目26―12―501
債務者　岡野　健二
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０５７号
東京都中央区日本橋浜町２丁目53―２―302
債務者　熊田　　卓
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０５９号
東京都港区芝２丁目５―８―702
債務者　中林　泰子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０６０号
東京都品川区南大井５丁目23―３―202
債務者　玉川　智也
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０６１号
東京都品川区南大井５丁目23―３―202
債務者　玉川　美香
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０６８号
東京都足立区佐野２丁目６―17　フォーブル北綾瀬Ⅰ　203
債務者　渋谷　元和
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２号
静岡市葵区北安東１丁目26番11号、旧住所静岡市駿河区中吉田22番２号　カーザアルテ102号
債務者　新澤　　脩
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第３５号
新潟市中央区下大川前通２ノ町2160番地３新寿ビル９階、前住所新潟県燕市富永124番地１　メゾン・ド・ルネ203号
債務者　安田　有耶
1　主文　当裁判所が平成29年３月８日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の氏名につき「安田　有郁」とあるのを「安田　有耶」と更正する。
2　決定年月日　平成29年３月27日
新潟地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２１号
福島県白河市上ノ原２番地53
破産者　有限会社クーラッシュ
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
茨城県高萩市大字上手綱1472番地の１
破産者　有限会社細谷化工
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第４７号
茨城県土浦市中字五十塚1323番地８
破産者　川村建設株式会社
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２８３号
群馬県佐波郡玉村町大字南玉1027番地18
破産者　株式会社ヤマト
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３２４号
千葉県流山市南流山３丁目２番地の６　プリオールＣＯＣＯ403
破産者　吉野　奈月（旧姓宮代）
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４８４号
千葉県鎌ケ谷市佐津間北方前777番１
破産者　株式会社パイプライン
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４８５号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷７丁目９番45号
破産者　水野　　修
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５７６号
千葉県松戸市新松戸南１丁目340番地　フォンタナⅠ―102号
破産者　大地　　稔（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部